

備考

- 1 「軽減措置の区分」、「用途地域」、「業種」は、該当する項目の□にレ点を記入してください。
- 2 条例第3条第2項及び第4項に規定する軽減措置の適用を受けようとする場合にあっては、「立地年月日」及び「投下資本額」は記入不要です。
- 3 「軽減措置の区分」は、適用を受けようとする軽減措置に該当する条文の規定を選択してください。
- 4 「業種」は、日本標準産業分類に定める業種を選択してください。
- 5 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 当該軽減措置の対象となる固定資産の一覧表（条例第3条第3項に規定する措置の適用を受けようとする場合を除く。）
 - (2) 市税の納付を証する書類
 - (3) 企業が、法人の場合にあっては法人の登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し
 - (4) 条例第3条第1項に規定する措置の適用を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 立地の事実を証する書類
 - イ 事業内容及び事業計画を記載した書類
 - ウ 投下資本額の明細書
 - エ 土地及び家屋の登記事項証明書
 - (5) 条例第3条第2項に規定する措置の適用を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 事業内容及び事業計画を記載した書類
 - イ 取得価額の明細書
 - (6) 条例第3条第3項に規定する措置の適用を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 立地の事実を証する書類
 - イ 投下資本額の明細書
 - ウ 同項第1号に規定する本社機能等を新たに有するものであることを確認できる書類
 - (7) 条例第3条第4項に規定する措置の適用を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 事業所内保育施設の設置の事実を証する書類
 - イ 事業所内保育施設が鎌倉市企業立地等促進条例施行規則第3条各号に定める基準に適合する事実を証する書類
 - (8) その他市長が必要と認める書類